

みなとの賑わい特区

都道府県名：

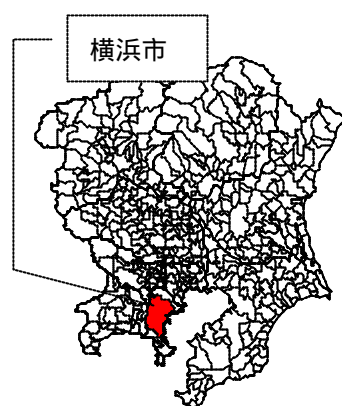
神奈川県

申請主体名：

横浜市

区域の範囲：

横浜市鶴見区、神奈川区、西区、
中区、磯子区及び金沢区の全域



特区の概要：

既存の港湾機能の質的転換を図りながら、みなとみらい21地区や金沢ベイサイドマリーナ地区等において、土地の流動化の促進や臨海部の魅力を高めるなどの規制緩和により更なる臨海部の活性化を推進し、賑わいと潤いのあるウォーターフロントの整備や国際港湾都市にふさわしい都心の形成を目指す。

適用される規制の特例措置：

・ 特定埋立地の所有権移転制限期間の短縮（10年 5年）



大さん橋国際客船ターミナル



みなとみらい21地区